

広報

Ako City  
Public  
Relations

# あこ

2020  
6

No.822

令和2年6月10日発行



■今月の内容

- 02 市長メッセージ
- 04 令和2年春の叙勲
- 05 出水期への備えを
- 10 女性がん検診を受けましょう
- 14 情報コーナー
- 17 忠臣蔵の散歩道
- 19 暮らしのカレンダー

赤穂市  
公式 **LINE**  
暮らしに便利な情報を  
**LINE**でお届けします





## 5月臨時市議会で可決された主な支援策

事業名	内容	問い合わせ先
一般水道料金2期(4カ月)分減免 ※手続き不要	減免期間：7月・9月請求分または8月・10月請求分 なお、下水道使用料および排水処理施設使用料は減免の対象外です。	上下水道部総務課 ☎43・6888 FAX43・6872
児童手当特別給付金事業 ※手続き不要	児童手当の対象児童1人当たり1万円を国の子育て世帯への臨時特別給付金に上乗せし6月29日支給予定です。 ただし、公務員は手続きが必要で、申請後に支給します。	子育て支援課 ☎43・6808 FAX45・3396
ひとり親家庭等特別給付金事業 ※手続き不要	児童扶養手当または特別児童扶養手当の対象児童1人当たり2万円を6月25日支給予定です。	
子ども食堂特別支援事業	県の緊急事態措置の実施期間中において、子ども食堂がひとり親家庭などに対し持ち帰りサービスを行った場合に、1団体当たり最大5万円を助成します。	
緊急雇用対策事業	離職者・内定取消者を会計年度任用職員として採用します。	人事課 ☎43・6863 FAX43・6892
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職・休業などで収入が減少し、住居を失う恐れのある人に原則3カ月、家賃相当分(世帯人数により上限額あり)を家主に支給します。	社会福祉課 ☎43・6807 FAX45・3396
休業要請事業者経営継続支援事業 (市・県協調事業)	県の休業要請に協力した事業者のうち、4月または5月の売り上げが前年同月比50%以上減少している事業者など ・中小法人：最大100万円 個人事業主：最大50万円	経営継続支援金 相談ダイヤル ☎078・361 ・2281

このほかにも、サージカルマスク・非接触式体温測定器などの保健衛生用品の整備、救急車などへのオゾンガス発生装置の整備などの事業も実施します。

また、すでに新型コロナウイルス感染症対策として、次のような事業が実施されています。

		制度の概要	問い合わせ先
世帯	生活福祉資金 (緊急小口資金)	休業などで収入が減り、緊急かつ一時的な生計維持のため資金が必要な世帯に10万円を貸し付けます。(条件により最大20万円)	社会福祉協議会 ☎42・1397 FAX45・2444
事業者	持続化給付金	ひと月の売り上げが前年同月比50%以上減少している事業者など ・中小法人：最大200万円 個人事業主：最大100万円	国・持続化給付金事業 コールセンター ☎0120 ・115・570

## 赤穂ふるさとづくり寄付金へのお願い

☎商工課 ☎43・6838 FAX46・3400

「赤穂ふるさとづくり寄付金」を活用して、新型コロナウイルス対策を推進し、地域医療体制の充実、地域産業への支援による地域経済の活性化などに取り組めます。ぜひ寄付をお寄せください。

- ・寄付金は所得税および住民税の控除対象です。
- ・市内に住民登録がある人からの寄付には返礼品はありません。
- ・申し込みは商工課または寄付ポータルサイト「ふるさとチョイス」からお願いします。



ふるさとチョイスHP  
QRコード

## 市民の皆さまへの市長メッセージ

この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民の皆さまには、外出自粛など感染拡大の防止に大変なご協力をいただき、心から感謝申し上げます。また、これまで多くの有志の方々や事業者の皆さまから、マスクや消毒液など、温かいご支援をいただき、重ねてお礼申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、これまで市民生活や地域経済などにも大きな影響が出ており、感染拡大の防止と社会経済活動との両立には、長期的な対策が必要となっております。

赤穂市では、厳しい財政状況ではありますが、まずは次の2つの対策を中心に独自の支援策を実施してまいります。

1つ目は、水道料金の減免です。市民の皆さまが家で過ごす時間が長くなり、家庭での水道使用量が増える見込まれます。また、休業や営業時間の短縮などで、多くの事業者の皆さまも、経済面で大きな影響を受けておられます。広く市民の皆さまが利用される水道の料金を減免することで、より多くの皆さまへの支援を行ってまいります。なお、下水道使用料は減免の対象となりませんのでご注意ください。

2つ目は、子育て支援です。学校園の休業などにより、子育て環境にも大きな影響が出ています。子育て支援の一環として、あこう子育て家庭緊急支援事業を実施し、子育て世帯を支援してまいります。

この度、「赤穂ふるさとづくり寄付金」において、新型コロナウイルス対策支援事業の項目を設け、社会生活を維持継続するために必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

今後も、県などとの緊密な連携のもと、地域の医療体制などを維持し、市民の皆さまの健康と生活を守るために、感染拡大の防止と経済対策などに取り組んでまいります。

市民の皆さまには、新しい生活様式の実践など、引き続き感染防止対策へのご協力をお願いいたします。新型コロナウイルスを乗り越えるため、力を合わせて共にがんばりましょう。

赤穂市長 年禮正稔

## 特別定額給付金(10万円)の申請を受け付けています

☎特別定額給付金担当 ☎43・6982 FAX43・6892

- 給付対象者** 4月27日時点で市内に住民登録のある人
  - 申請できる人** 給付対象者が属する世帯の世帯主
  - 給付金額** 給付対象者1人当たり10万円
  - 申請期限** 8月25日(火)
  - 申請方法** 郵送申請またはオンライン申請
  - 郵送申請の添付書類**
    - ①本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証のいずれか)の写し
    - ②口座確認書類(通帳またはキャッシュカード)の写し
- なお、市に登録のある口座(水道料金の引き落とし口座など)に振り込みを希望される場合も、照合時間短縮のため写しの添付にご協力ください。
- 再発行申請** 申請書が届いていない人、紛失した人は再発行申請書を提出してください。詳しくは特別定額給付金担当までお問い合わせください。
- ※オンラインでも申請は受け付けていますが、オンライン申請は郵送申請に比べ、照合作業に時間を要します。郵送での申請にご協力ください。
- ※3密を避けるため、窓口へのご持参による申請はご遠慮ください。

## 特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください

国や県、市などが現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込み依頼をすることはありません。また、申請代行を名乗る人などから、個人番号や口座番号などの個人情報や聞かれるといった不審な電話や訪問にご注意ください。



# 出水期への備えを！！

6月は「豊かなむらを災害から守る月間」です

●問い合わせ先 農林水産課 ☎43・6841 FAX43・6892

梅雨の長雨などにより、土砂災害などの風水害や水難事故が発生しやすくなります。

被害を最小限にとどめるため、日頃から災害に対して備えておくほか、お住まいの地域やご家庭でも危険箇所や避難場所について話し合っておきましょう。また、災害の恐れがある場所には近づかないようにしましょう。

## ため池編

ため池が決壊すると、下流の地域に大きな被害をおよぼします。これからの時期は、次の点に注意して、ため池の点検を行きましょう。

- ①管理者を決めて、常に適正な管理を行きましょう。見回りや点検は必ずライフジャケットを着用し、複数名で行いましょう。
- ②気象情報に注意し、大雨が予想されるときには、早めに水位を下げましょう。
- ③堤防に繁茂する草木は伐採し、漏水や破損が無いことを確認しましょう。堤防などに異常があるときは、農林水産課までご連絡ください。

## 用水路編

今年も田植えの季節となり、用水路への通水が始まりました。通水期間中は用水路の水位が上がり、特に子どもには大変危険な場所となります。転落事故などを防止するためにも、近寄ったり、遊んだりしないようにしましょう。

## 避難と新型コロナウイルス感染症について

☎危機管理担当 ☎43・6866 FAX43・6892

災害の危険度が高まった場合、多くの避難所を早めに開設し、3つの密（密閉・密集・密接）を避けるなどの感染防止対策に取り組みます。市民の皆さまも、感染症防止用品の携行や、**親戚や友人の家などへの避難**も検討し、感染リスクの低減にご協力をお願いします。

災害のリスクはハザードマップで確認し、早め早めに避難してください。



ハザードマップ

## 治山編

森林の持つ保水能力の限界を超える集中豪雨などで、各地で地すべりや土石流などの林地崩壊が発生しています。

森林は、癒しの空間である反面、連続降雨や集中豪雨による山地災害の危険を常に抱えていることを忘れてはなりません。

がけ地や急勾配の林地に接近している住宅や建物にお住まいの方は、次のことに注意しましょう。

- ①がけ地または山地から流れ出てくる水の色が急激に変化した。
- ②がけ地または山地から、落石があった。
- ③がけ地または山地から、土砂の崩落があった。
- ④斜面にひび割れができた。
- ⑤雨が降り続けているのに、流れ出てくる水が突然出なくなった。または、流れ出てくる量が急激に減った。

これらのような現象は林地崩壊の前兆であることが多く、発見したときはすぐに避難しましょう。

## 「日本第一」の塩を語る歴史文化 ④

～日本遺産41構成文化財を訪ねて～

☎文化財課 ☎43・6962 FAX43・6895

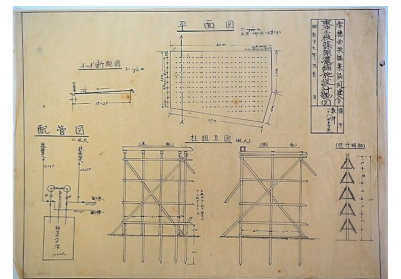
### No. 6【真光寺旧蔵・柴原家文書】

柴原家は西浜塩田最大の塩田地主・塩問屋で、近世後期には塩屋村大庄屋や赤穂藩の蔵元役を務めました。本史料は、真光寺に保存されていた同家の古文書類であり、寛延元年(1748)から慶応元年(1865)まで120年にわたって書き継がれた「年中用事控」など、当時の赤穂藩や塩屋村の様子に加え、塩田開発や塩廻船の動向といった当時の塩田経営を知ることができる貴重な史料が含まれています。平成18年(2006)3月30日に赤穂市指定有形文化財(古文書類)に指定され、現在は翻刻が進められて『赤穂市史史料集』として順次刊行されています。



### No. 7【西浜塩田資料】

西浜塩田資料は、平成29年(2017)に株式会社日本海水から市に寄贈されたもので、同社が西浜塩業組合から引き継いだ写真・図面・地図・関係書類など4千点以上を数えます。これらの資料は昭和20～40年代のもものが多く含まれており、入浜塩田から流下式塩田、さらにイオン交換膜法への転換・導入といった、近代の製塩技術の進展を如実に示す貴重な記録です。現在、台帳作成や資料化の作業が進められており、今後の調査研究によりその全容が明らかになることが期待されます。



## 市老連だより いきいき赤穂

No.63

赤穂市老人クラブ連合会

☎社会福祉課 ☎43・6809 FAX45・3396

### 老人クラブに加入しませんか？

老人クラブは、自治会などの身近な地域を拠点として活動している自主組織で、おおむね60歳以上の人であればどなたでも参加できます。

4月1日現在1,629人が各地域のクラブに在籍し、趣味の集まり、スポーツや文化活動を通じた健康づくり、奉仕活動など、さまざまな活動を通じて仲間づくりや交流を深めています。地域に新しい仲間や話し相手が見つかりたいと考えている人は、ぜひご入会ください！

入会希望の人は各地域の老人クラブまたは社会福祉課までお気軽にお問い合わせください。



## スマートフォン版「ひょうご防災ネット」

携帯電話のメールやホームページで災害情報などを発信する「ひょうご防災ネット」のスマートフォン用アプリが配信中です。

これから迎える梅雨の時期、台風シーズンに備え、ぜひインストールしましょう。



ひょうご防災ネット  
紹介ページQRコード

## 「全国瞬時警報システム(J-アラート)」

J-アラートを利用した緊急地震速報の訓練が**6月17日(水)**に実施されます。

「全国瞬時警報システム(J-アラート)」は地震や津波など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星を用いて情報を送信し、市の防災無線を自動的に作動させ、緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

## 避難行動要支援者名簿への登録を!

☎社会福祉課 ☎43・6809 FAX45・3396

地震や集中豪雨などの災害時に、自力避難が困難な人を地域全体で支援するため、個人情報提供に同意した人を避難行動要支援者名簿に登録しています。登録した情報は自治会などで組織される自主防災組織や地区担当民生委員などに提供し、災害時に活用します。

大規模災害発生時は、消防などによる救助・救出にも限界があります。このような時、自分の身は自分で守る「自助」、地域で助けあう「共助」の精神が不可欠です。地域ぐるみで安否確認や避難支援などを円滑に行うために、日頃から地域と積極的にコミュニケーションをとっておきましょう。

- 登録内容
  - ▷自治会名 ▷住所 ▷氏名 ▷性別
  - ▷生年月日 ▷同居人数 ▷支援が必要な理由
  - ▷安否確認を行う近隣者 ▷緊急時の連絡先
  - ▷地区担当民生委員など
- 登録対象者
  - ・避難の移動ができない人(例:ねたきりなど)
  - ・避難の判断ができない人(例:認知症など)
  - ・避難の移動に時間がかかる人(例:杖を使用している人など)
  - ・その他支援を必要とする人
- 登録方法
  - 地区担当民生委員または社会福祉課に相談し、「避難行動要支援者名簿登録申請書」を提出してください。

## 自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える「兵庫県住宅再建共済制度」フェニックス共済

近年、日本各地で地震や豪雨などの自然災害が頻発し甚大な被害をもたらしています。自然災害で損壊した住宅や家財の再建・補修に、県が実施する「フェニックス共済」へご加入ください。簡単な加入! 迅速な給付! 県が条例に基づき実施する安全・安心の制度

- 郵送でもインターネットからでも加入できます。
- 地震、津波、豪雨、台風、地すべり、竜巻などあらゆる自然災害による被害が対象です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。
- 住宅の築年数や規模、構造などに関係なく、定額負担で定額給付です。

<b>住宅再建共済制度</b> 年額5,000円で <b>最大600万円給付!</b>	<b>一部損壊特約</b> 年額500円で 補修等に <b>25万円給付!</b>	<b>家財再建共済制度</b> 年額1,500円で <b>最大50万円給付!</b>
---	--	--



加入受付・相談会を開催しています。ご利用ください。  
 日時: 毎月第3水曜日 午前11時~午後3時 場所: 市役所1階エントランスホール  
 問い合わせ先: 西播磨県民局総務防災課 ☎58・2120 FAX58・2328

## 防災行政無線でお知らせします

防災行政無線は、気象情報や避難勧告などの緊急情報を伝えるとともに、平常時は、市からのお知らせなどに活用しています。

- 緊急放送 ▷気象情報▷津波情報▷避難情報▷緊急地震速報▷国民保護情報(弾道ミサイル情報など)
  - 一般放送 ▷行政情報(定時メロディは、4月~9月は午後6時、10月~3月は午後5時に放送します。)
  - 防災無線の内容確認 ▷市のホームページ ▷防災情報ネット(※)  
▷電話(☎0120・969・711(無料) ☎43・7070(有料))
  - 防災ネット登録方法  
▷メールの宛先に「ako@bosai.net」と打ち込み、空メールを送信  
▷右のQRコードを読み取り、空メールを送信
- ※防災情報ネットに登録すると、県や市からのお知らせや防災情報などがメールで届きます。



防災ネット登録

## 避難情報の発令レベル

災害発生の危険が高まった時に、その危険度がわかりやすいよう、避難情報と避難行動の対応を明確にした5段階の警戒レベルにより避難を呼びかけています。

警戒レベル3または4が発令されたときは、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。ただし、夜間などで避難所まで行くことが困難な場合は、家の2階など高い場所に避難する**垂直避難**も有効です。

〈避難情報等〉		〈防災気象情報〉
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	すでに <b>災害が発生している</b> 状況です。 <b>命を守るための最善の行動</b> をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令(市町村が発令)
警戒レベル4 <b>全員避難</b>	速やかに <b>避難先へ避難</b> しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告 避難指示(緊急)</b> 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合等に発令(市町村が発令)
警戒レベル3 <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の人、障がいのある人、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	<b>洪水注意報 大雨注意報等</b> (気象庁が発令)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発令)

【警戒レベル相当情報(例)】

- 警戒レベル5相当情報: 氾濫発生情報、大雨特別警報 等
- 警戒レベル4相当情報: 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報 等
- 警戒レベル3相当情報: 氾濫警戒情報、洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。必ずしも同レベルの避難情報が同時に市から発令されるわけではありません。

国土交通省、気象庁、都道府県が発表

## 避難の準備はできていますか?

避難する際は「防災グッズ持ち出しチェックリスト」にあるような物品があれば便利です。(避難者の状況などによって必要な物品は異なります。)  
 切り取り線で切り取り、物品と合わせて保管しておくとう便利です。

## 防災グッズ持ち出しチェックリスト

- |  |                              |                                |                             |
|--|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 飲料水             | <input type="checkbox"/> 非常食 | <input type="checkbox"/> 防寒シート | <input type="checkbox"/> 現金 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯            | <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> 携帯電話  | <input type="checkbox"/> 雨具 |
| <input type="checkbox"/> タオル             | <input type="checkbox"/> 古新聞 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 敷物 |
| <input type="checkbox"/> 粉ミルク            | <input type="checkbox"/> おむつ | <input type="checkbox"/> 生理用品  | <input type="checkbox"/> 軍手 |
| <input type="checkbox"/> ティッシュ・トイレットペーパー | <input type="checkbox"/>     | <input type="checkbox"/>       | <input type="checkbox"/> 薬  |





## 国民年金掲示板

医療介護課 国保年金係 ☎43・6813 FAX43・6892

### 会社を退職された人へ～国民年金の手続きの必要はありませんか？

勤めていた人が60歳未満で退職した場合、国民年金への加入手続きが必要です。

また、会社を退職した人に扶養されている60歳未満の配偶者も、国民年金への変更手続きが必要です。

#### ●必要なもの

▷厚生年金保険資格喪失証明書  
(会社で発行を受けてください)

▷年金手帳 ▷印鑑

※退職してすぐに再就職する人も、再就職までに1日でも空白期間があれば必ず手続きをしてください。

#### ■第三号被保険者(扶養されている配偶者)はご注意を

60歳未満で、収入が増えた、離婚したなどの理由で被扶養配偶者でなくなったときは、必ず国民年金への加入手続きをしてください。

また、自身の健康保険証の交付を受けたときは、夫(妻)の事業所で扶養をはずす手続きが必要です。

#### ■保険料納付が困難になった場合の臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げの減少などによって納付が困難となった場合、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除申請が可能となりました。詳しくは国保年金係までお問い合わせください。また、日本年金機構ホームページでも確認できます。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

#### ■振込通知書等の送付について

4月分(6月15日支払分)からの年金額の振込通知書(額改定通知書・統合通知書)が送付されますのでご確認ください。

年金について知りたい時は・・・

年金ポータル



## 傷病手当金の支給について

医療介護課 国保年金係 ☎43・6813 FAX43・6892  
医療係 ☎43・6820 FAX43・6892

新型コロナウイルス感染症に感染した人などに、傷病手当金を支給します。

#### ●対象者 国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、次の①・②の条件を満たす人

- ①会社などから給与などの支払いを受けている人
- ②新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため会社を休み、給与などの全部または一部の支払いを受けられなかった人

#### ●支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷その間の勤務日数)×3分の2×支給対象日数(※)

※支給対象日数：勤務できなくなった日の4日後から勤務できなかった期間のうち勤務予定日数

#### ●対象期間 1月1日～9月30日(入院が継続する場合などは対象となった日から最長1年6カ月)

#### ●申請方法 事前に医療介護課までお問い合わせください。申請書類を郵送します。(申請書は市ホームページからもダウンロードできます。)感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いします。

## 税の徴収猶予について

税務課 徴収係 ☎43・6805 FAX43・6892

新型コロナウイルスの影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった人は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。

●対象となる条件 2月以降、各納期限までの任意の期間(1カ月以上)において、事業収入などが前年同期比20%以上減少しているため、一度に納付することが難しい人

●提出期限 6月30日または各税目の納期限

#### ●必要書類 ▷徴収猶予申請書

- ▷財産目録と収支明細(猶予申請額100万円以上)
- ▷財産収支状況書(猶予申請額100万円未満)
- ▷売上帳や給与明細など対象となる条件がわかる書類
- ▷預金通帳の写しや現金出納帳など一時的に納付が困難とわかる書類



## 介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎43・6947 FAX43・7138

### 「負担限度額認定」「負担限度額差額助成」について

介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院/介護療養型医療施設など)に入所またはショートステイを利用した場合、次の①・②の要件に両方とも該当する人は、申請により、食費および居住費(滞在費)の利用者負担を軽減する負担限度額認定が受けられます。

①住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税であること)

②預貯金などの資産の額が単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること

現在の負担限度額認定証の有効期限は7月31日(金)です。引き続き対象となる可能性がある人には、6月中旬頃に更新のお知らせを送付します。8月から限度額認定を受けるには**7月22日(水)**までに手続きをしてください。

審査の結果、対象となる人には新しい認定証を送付します。新しい認定証が届いたら、必ず施設に提示してください。

また、障害年金の受給により、利用者負担段階が第2段階から第3段階となる人には、申請により、第2段階と第3段階の差額を助成します。施設利用領収書を添えて、利用月ごとに申請書を提出してください。

利用者負担段階	対象者	食費	利用者負担 日額上限		
			居住費(滞在費)		
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	300円	ユニット型個室	820円	
			ユニット型個室的多床室	490円	
			従来型個室	特養 老健等	320円 490円
			多床室	0円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 本人の課税年金収入額+非課税年金額+合計所得金額が80万円以下の人	390円	ユニット型個室	820円	
			ユニット型個室的多床室	490円	
			従来型個室	特養 老健等	420円 490円
			多床室	370円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、 利用者負担段階が第1段階 および第2段階以外の人	650円	ユニット型個室	1,310円	
			ユニット型個室的多床室	1,310円	
			従来型個室	特養 老健等	820円 1,310円
			多床室	370円	
第4段階	上記以外の人		施設との契約額を支払います。		

助成額(日額) (第2段階と 第3段階の差額)	食費	居住費(滞在費)				
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
	260円	490円	820円	特養 老健等	400円 820円	0円



## 医療の連絡帳

医療介護課 医療係 ☎43・6820 FAX43・6892

### 7月1日から新しい福祉医療費受給者証に変わります～6月下旬に送付～

福祉医療の対象者に交付している受給者証が、7月1日から新しくなります。

引き続き該当する人には、6月下旬に**黄緑色(うぐいす色)**の新しい受給者証を送付します。

本年度、所得制限により該当しなくなった人には、その旨を通知します。

また、新たに該当になるにも通知しますので、医療介護課医療係で手続きをしてください。

#### ●加入中の公的医療保険に変更があったときは、必ず医療介護課医療係へ届け出てください。

#### ●福祉医療制度の適用を受けるためには、医療機関などの窓口で次の書類を提示してください。

▷健康保険証

▷福祉医療費受給者証

▷高齢受給者証(後期高齢者医療制度の被保険者以外の人で、70歳から74歳の人)

▷限度額適用認定証または限度額・標準負担額適用認定証(高額な医療を受ける場合に医療機関などの窓口での自己負担額を一定の額にとどめるため、加入する健康保険の保険者が交付する証明書。ただし、所得区分により交付されない場合があります。)



## こころの健康維持に！

☎保健センター ☎46・8701 FAX46・8705

「こころの体温計」は、ストレス状態などを携帯電話などで確認できるシステムです。判定結果と相談機関が表示され、こころの健康維持に役立てられます。利用モードは、「本人モード」、「赤ちゃんママモード」に、5月から「家族モード」を追加しました。ご自身だけでなく、家族や友人など、大切な人の様子が心配なときにご活用ください。



## 成人歯科健診を受けましょう！

☎保健センター ☎46・8701 FAX46・8705

40歳以上の人を対象に、成人歯科健診を実施しています。自覚症状の有無に関わらず、歯の健康づくりのため、年に1回は歯科健診を受けましょう。

- 対象者** 市内に住民登録のある40歳以上の人
- 健診内容** 歯科医師による問診・口腔内診査
- 受診方法** 予約が必要です。実施医療機関に直接申し込んでください。
- 実施医療機関**
- 健診料金** 年度内に1回のみ無料  
(健診の結果、治療が必要になった場合は、治療の費用は自己負担です。)

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
赤井歯科医院	42・2213	川西歯科医院	42・2180	谷野歯科医院	42・2131
あきた歯科	46・0177	木南歯科医院	42・0558	田原歯科医院	42・1388
赤穂はくほう会病院	45・7281	米谷歯科医院	43・1260	茶谷歯科医院	45・2570
内田歯科医院	42・0578	さくらファミリー歯科	43・1182	とね歯科クリニック	46・3800
内田デンタルクリニック	43・8245	シオヤ赤井歯科医院	45・0234	中田第2歯科医院	45・1201
加藤歯科医院	48・8118	清水歯科	45・8832	山根歯科医院	42・0777
亀井第二歯科医院	45・1181	せんざき歯科医院	43・6480		

## 戦没者等の遺族に対する「第11回特別弔慰金」

☎社会福祉課 ☎43・6809 FAX45・3396

戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、弔慰の意をあらわすため、特別弔慰金を支給します。

- 支給対象者**  
戦没者等の死亡時の遺族で、令和2年4月1日の基準日に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合、次の先順位で支給されます。  
①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人  
②戦没者等の子  
③戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹(※1)  
(※1)戦没者等の死亡時の生計関係の有無などで、順番が変わります。
- ④甥、姪などの戦没者等の三親等内の親族(※2)  
(※2)戦没者等の死亡時まで、1年以上引き続いて生計関係を有していた人に限ります。
- 支給額** 25万円(5年償還の記名国債)
- 請求期限** 令和5年3月31日(金)
- 請求に必要なもの**  
▷特別弔慰金請求書 ▷印鑑 ▷現況申立書  
▷国庫債券印鑑等届出書  
▷請求者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)  
請求者が前回と異なる場合や、家族が手続きを行う場合などは、上記以外に必要な書類があります。

## 女性がん検診を受けましょう！

☎保健センター ☎46・8701 FAX46・8705

### 子宮がん検診

- 対象者** 市内に住民登録のある20歳以上の人  
※20歳代の若年層で子宮頸がんが急増しています。20歳になったら子宮がん検診を受けましょう。
- 検診方法および検診料金**  
▷頸部検診(全受診者) = 2,000円  
▷体部検診(問診の結果必要な人) = 1,000円  
▷超音波検査費用(市民病院で受診する人) = 1,000円

### 乳がん検診

- 対象者** 市内に住民登録のある30歳以上の人  
※女性の乳がんは30歳代から増加し始めます。30歳になったら、乳がん検診を受けましょう。
- 検診方法および検診料金**  
乳房エックス線検査(マンモグラフィ) = 1,800円

### 無料クーポン券を配布します

6月中旬頃、対象者に無料クーポン券を送付します。

- 対象者**  
▷子宮頸がん検診無料クーポン券  
平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの人  
▷子宮頸がん検診・HPV検査無料クーポン券  
①平成元年4月2日～平成2年4月1日生まれの人  
②昭和55年4月2日～平成元年4月1日生まれの人で、過去に子宮頸がん検診・HPV検査無料クーポン券未利用の人  
▷乳がん検診無料クーポン券  
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれの人

### 子宮がん検診

	実施期間	受付(検診)時間	事前予約	受付窓口
<b>赤穂市民病院</b> ☎43・3222(代)	7月1日(水)～12月28日(月)	月～木 10:00～11:30 【休診日】 7/2、8/11～13、8/17～20、 10/14、11/19	<b>要予約</b> ※6/15受付開始	新館4階 健診センター
<b>赤穂中央病院</b> ☎45・7303 ☎050・3801・2708	7月2日(木)～12月29日(火)	月・火・木・金・土 10:00～12:00 月・金 16:00～17:00 火・木 15:00～17:00	<b>要予約</b> ※6/15受付開始	本館3階 検診センター
<b>福田産婦人科麻酔科</b> ☎43・5357	7月1日(水)～12月29日(火)	月～土 9:00～12:30 月・火・木・金 16:00～18:30	<b>予約不要</b>	

### 乳がん検診

	実施期間	受付(検診)時間	事前予約	受付窓口
<b>赤穂市民病院</b> ☎43・3222(代)	7月1日(水)～12月28日(月)	月～木 9:00～16:00 金 9:00～12:00	<b>要予約</b> ※6/15受付開始	新館4階 健診センター
<b>赤穂中央病院</b> ☎45・7303 ☎050・3801・2708	7月2日(木)～12月29日(火)	月・火・木・金・土 10:00～12:00 月・金 16:00～17:00 火・木 15:00～17:00	<b>要予約</b> ※6/15受付開始	本館3階 検診センター

※赤穂市民病院および赤穂中央病院は1日の予約人数に限りがありますので、早めに予約してください。  
※検診の際は、必ず健康保険の被保険者証・診察券(持っている人のみ)を持参してください。  
※医療機関によって実施期間が異なります。また、担当医師の都合で検診を実施しない日があります。事前に医療機関に確認してください。  
※検診時にお子さまをお預かりします。詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、実施期間の変更や予約人数を制限する場合があります。





新刊紹介

「ふかふか ぼん!」 若菜 ひとし
たまごを割って砂糖をまぜて、かしゃかしゃ、しゃかしゃか。ミルクを入れて小麦粉やベーキングパウダーを加えて、まぜまぜとろとろ。フライパンで焼いて色が変わってきたら...

「トラブル旅行社」 廣嶋 玲子
家族で飲むはずの珍しいジュースを1人で飲んでしまった大悟。ジュースに必要なフルーツを集めるため、砂漠のフルーツ狩りツアーに参加することに...

「まさかの弱火中華」 水島 弘史
初めて中華料理を作る人でも失敗しない方法は、まさかの「弱火」。弱火であわてず、落ち着いて作れる、おうち中華レシピを紹介します。

「北条氏康 1」 富樫 倫太郎
偉大なる祖父・早雲。その志を継いだ父・氏綱。関東制覇という一族の悲願を背負う三代目は、いかなる道をゆくのか。信玄・謙信との死闘に彩られた北条氏康の生涯を描き出す。

図書館からのお知らせ

● 不用図書などリサイクルの実施

保存期限の過ぎた図書、不用図書のリサイクルを実施します。

日程：6月27日(土)・28日(日)

時間：午前10時～午後6時

場所：図書館1階ギャラリー

- ・無くなり次第終了とさせていただきます。
・持ち帰り用の袋などをご用意ください。
※状況により日程などが変更になる場合がありますのでご了承ください。

● 電子図書館の利用登録

ご自宅のパソコンで電子図書が読めます！
電子図書館の利用登録は電話、FAX、メールで手続きができます。(ただし、利用カードをお持ちの人に限りです。)詳しくは下記までお問い合わせください。

● 問い合わせ先 図書館 ☎43・0275 FAX43・6291
E-ll info@ako-city-lib.com

図書館 Library

http://www.ako-city-lib.com

- 「一生お金に嫌われない生き方」/江上 治
「リアルな今がわかる日本と世界の地理」/砂崎 良
「力なき者たちの力」/ヴァーツラフ・ハヴェル
「睡眠専門医が考案したいびきを自分で治す方法」/白濱 龍太郎
「服を1着買ったなら、2着捨てなさい。」/飯田 久恵
「日本の絵本」/吉田 新一
「子どもの国際力を育てる英語の庭」/ヘリオン・ジャーモル・内田
「夜明けのM」/林 真理子
「チンギス紀」/北方 謙三
「クスの番人」/東野 圭吾
「たまごにいちやんとげんちゃん」/あきやま ただし
「はっつけよい」/ケロポンズ
「モノのねだん事典」/大澤 裕司
「なぜ僕は働くのか」/池上 彰
「ちよきんばこのたびやすみ」/村上 しづい

障害者就労施設をご利用ください

☎社会福祉課 ☎43・6833 FAX45・3396

障害者就労施設では、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、さまざまな授産品の製造・販売や草刈などの作業を行っています。庭の草抜きをしてほしい、手土産でクッキーやラスク、ドーナツを贈りたいなどのご要望があれば、ぜひご利用ください。

● 就労継続支援A型施設 (施設と利用者が雇用契約を結び、最低賃金が支払われます。)

Table with 5 columns: 施設名, 住所, 電話番号, 取扱商品, 受託業務内容. Rows include フロンティア, げんぶ, はくほう.

● 就労継続支援B型施設 (雇用契約は結びませんが、就労機会を通じて工賃が支払われます。)

Table with 5 columns: 施設名, 住所, 電話番号, 取扱商品, 受託業務内容. Rows include 赤穂精華園, わかば園, さくら園, 就労支援センターSORA, みのり大地, ワーキング西播磨作業所, ピアサポート兵庫.

さくら園、就労支援センターSORAでは、一般就労に向けた訓練を行う『就労移行支援』も実施しています。障害者就労施設への通所については、障がい者基幹相談支援センター (☎43・6837 FAX45・3396) までお問い合わせください。

● 令和元年度調達実績 (目標額：1,600,000円)

「令和元年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、市が行う物品および役務の調達において、就労継続支援A型(3施設)・B型施設(8施設)からの優先的な調達を推進しました。

Table with 4 columns: 分類, 件数, 実績額. Rows include 食品・飲料, 袋詰め作業, 印刷, 清掃・施設管理, 合計.

「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」にご協力ください

☎県防災企画課 ☎078・362・9870 FAX078・362・9839

新型コロナウイルス感染症対策に奮闘する医療従事者などに対して、感謝・激励の気持ちを込めて、県・市町(神戸市を除く)が協働して、勤務環境改善などの支援事業を行います。皆さまの幅広いご支援、ご協力をお願いします。詳しくは(公財)兵庫県健康財団ホームページをご確認ください。

● 県健康財団ホームページ http://hyogo-kikin.jp/

Advertisement for 萬代総合事務所 (Manbai Sogo Jisomu) with services like 司法書士, 行政書士, 土地家屋調査士 and contact info (0791)42-5786.

Advertisement for さくらファミリー 歯科 (Sakura Family Dentistry) with contact info TEL. 43-1182 and location at イオン赤穂店2F.



お知らせ 特定医療費(指定難病・小児慢性特定疾病)受給者証

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度の更新申請は不要とします。対象者には有効期限を1年間延長した受給者証を5月下旬から6月上旬を目途に県疾病対策課から送付します。

●対象者 有効期限が「令和2年10月31日」の特定医療費(指定難病・小児慢性特定疾病)受給者証をお持ちの人

●延長後の有効期限 令和3年10月31日(日) ●各種変更申請 受給者証の記載内容に変更が生じた場合は、手続きが必要ですが、必要書類や申請方法は、県ホームページで確認または赤穂健康福祉事務所までお問い合わせください。

●申請受付・問い合わせ先 赤穂健康福祉事務所(赤穂保健所) 地域保健課 ☎43・2938 ☎43・5386

お知らせ 男女共同参画週間

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、市民の皆さん一人一人の取り組みが必要です。できることから始めてみませんか。2020年度『男女共同参画週間キャッチフレーズ』最優秀作品

ぞっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。グワフワ・ライフ・バランス。 市民対話課 人権・男女共同参画係 ☎43・6818 ☎43・6810

募集 幼稚園教諭・保育所調理員兼用務員

幼稚園教諭および保育所調理員兼用務員(会計年度任用職員)を募集しています。 ●幼稚園教諭 応募資格 幼稚園教諭免許を有する人

給与等

月額169,706円、勤務地 市内幼稚園、任用予定 8月頃、勤務時間 月々金 午前8時15分～午後5時

●業務内容 調理、給食関連事務(エクスセルなどのパソコン操作を含む)、用務給与等 月額152,428円、勤務地 市内保育所、任用予定 9月頃、勤務時間 月々金 午前8時30分～午後5時15分

●応募方法 7月3日(金)までに指定の履歴書(履歴書はこども育成課または市ホームページにあります)をこども育成課に提出してください。 ※調理員が休みの日に調理を行う4時間パートの代替調理員(資格不要・時給936円～963円)も随時募集しています。

こども育成課

●募集 看護助手(看護補助者)(会計年度任用職員) 勤務地 市民病院棟ほか ●業務内容 患者の入院生活の援助や診療に関わる周辺業務など ●募集人員 若干名

●勤務時間 (7時間45分) 早出:午前6時55分～午後3時40分 遅出:午前10時15分～午後7時 ●休日 週休2日交代制 年次休暇・夏季休暇などあり ●給与等 月額152,428円、パートタイム

●勤務時間 24時間内要相談(短時間7時間) ●給与等 時給935円～962円 ●採用予定 随時 赤穂市民病院総務課 ☎43・6414 ☎43・0351

お知らせ 赤穂市シルバー人材センター

「生きがいづくり」「仲間づくり」「達成感・充実感を得たい」など、市内在住の男性60歳、女性58歳以上で健康で働く意欲のある人なら誰でも入会できます。仕事以外にもボランティア活動なども行っています。まずは、入会説明会にお越しください。

6・7月の入会説明会

●日時 6月24日(水) 7月13日(月) 7月22日(水) 午後1時30分～ ●場所 センター事務所 ●お仕事承ります ◎施設などの管理業務◎家事手伝い◎人材派遣など ◎お気軽にご相談ください。 ◎シルバー人材センター

☎43・7200 ☎43・4687

募集 防火管理者資格取得講習(受講定員の変更)

●日時 6月25日(木)・26日(金)両日とも午前10時～午後4時 ●場所 赤穂市防災セン

ター(赤穂市消防本部) 3階多目的ホール

●講習種別 甲種防火管理新規講習 ●受講料 4,750円 ●定員 40名(定員になり次第、締め切り) ●受付期間 6月1日(月)～12日(金) ●その他 新型コロナウイルス感染症の影響により受講定員を40名に変更します。講習を延期、中止する場合がありますので、市ホームページで確認または、消防本部までお問い合わせください。

●問い合わせ・申し込み先 消防本部予防課予防係 ☎43・6882 ☎45・0119

上郡消防署庶務予防係 ☎52・5119 ☎52・1351 mail syoubou@city.ako.lg.jp

募集 大人の食育講座(いずみ会) リーダー養成講座(受講生)

「食育」は生きる力につながります。自分のために、家族のために、「食」を中心とした健康づくりを楽

しく学ぶ講座です。お一人でも、お友達連れでも大歓迎!詳しくはお問い合わせください。(再受講不可)

●期間 7月～12月 ※各月1～2回程度、主に木曜日10時(変更あり) ●会場 上郡町生涯学習支援センター(上郡町上郡459-1)ほか ●内容 食生活や健康に関するお話とお料理(全10回) ●受講料 無料

●対象者 相生市、赤穂市、上郡町在住の人(性別、年齢は問いません) ●申込締切 6月30日(火) ●申請受付・問い合わせ先 赤穂健康福祉事務所(赤穂保健所) 地域保健課 ☎43・2321 ☎43・5386

お知らせ 地域生活支援を考えるセミナー

「様々な性」をテーマに、「LGBT」を正しく理解することを目的にセミナーを開催します。誰もが暮らしやすい社会について共に考えませんか。



広報あこうに掲載しているイベントなどは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために「中止・延期」となる場合があります。開催の有無などは、各主催者にご確認ください。



35年で 900万円得する家 極Next 誕生

得する家のつくり方 1 面談型 2 TV会議型 無料相談会受付中 結城建設

あなたの資産運用のパートナー こんには このまちの証券会社です 相生証券

弁護士がアドバイスします 山崎喜代志法律事務所 交通事故・離婚・相続問題 刑事事件・その他

広告募集集中!! 広報あこう 赤穂市ホームページ



有年土地区画整理事業  
保留地(宅地)を売却します

区画整理課 ☎43・6829  
FAX43・6892

一般競争入札で、保留地(宅地)を売却します。購入希望者は、「有年土地区画整理事業保留地の処分に係る一般競争入札実施要項」の内容と現地を確認のうえ、入札に参加してください。

- 参加申込受付期間  
6月10日(水)～7月14日(火)(土・日を除く)  
午前9時～正午・午後1時～5時
- 申込先 区画整理課  
※参加申し込みの無い人は、入札できません。
- 入札の実施日時  
7月21日(火)午前9時30分～
- 入札の実施場所  
市役所2階204会議室
- 有年土地区画事業保留地(宅地)

番号	所在地	現況地目	地積	最低処分価格
1	111街区1区画	宅地	131.70㎡	3,437,300円
2	116街区9区画	宅地	162.75㎡	4,215,200円
3	120街区4・5区画	宅地	347.00㎡	5,899,000円
4	120街区6区画	宅地	263.01㎡	6,470,000円

- その他  
最低処分価格以上で、かつ最高の価格で入札された人が落札者となります。詳しくは市ホームページ、区画整理課で配布している「実施要項」で必ず確認してください。



保留地売却 HP QRコード

ハーモニーインフォメーション  
HARMONY INFORMATION

<当館主催公演の中止または延期のお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、来場者の健康および安全を最優先に考慮した結果、下記の公演は中止または延期することとなりました。本公演を楽しみにされていた皆さまへは誠に残念な報告となりますが、ご理解ください。

<フェスタ・アルモニカ・イン・アコウ 2020 公演中止のお知らせ>

7月26日(日)に公演を予定していましたが中止します。

<劇団四季ファミリーミュージカル「人間になりたがった猫」公演中止のお知らせ>

8月2日(日)に公演を予定していましたが中止します。

<赤穂寄席公演延期のお知らせ>

5月16日(土)に公演を予定していましたが12月2日(水)午後2時開演に延期します。購入済みのチケットは延期公演にそのまま有効ですので、大切にお持ちください。延期公演に来場できないお客様にはチケットの払い戻しを承ります。詳しくは☎0791・43・5111またはFAX0791・43・5950までお問い合わせください。

<三浦祐太郎 Live Tour 2020 "Blooming Hearts" 再延期のお知らせ>

7月4日(土)に延期公演を予定していましたが、令和3年1月16日(土)午後3時開演に再延期します。購入済みのチケットは再延期公演にそのまま有効ですので、大切にお持ちください。再延期公演に来場できないお客様にはチケットの払い戻しを承ります。詳しくは☎0791・43・5111またはFAX0791・43・5950までお問い合わせください。

赤穂市文化会館 ハーモニーホール ☎43・5111

チケット予約専用 ☎43・5144 FAX 43・5950  
ホームページ <http://www.ako-harmony.jp/>  
Facebook <https://www.facebook.com/akoharmony>  
自主事業のお知らせはFacebookで配信中!!  
主催(公財)赤穂市文化とみどり財団



引越し&大掃除で出た不用品の処分でお困りではありませんか?

- ☆大きな家財道具・重量物などの搬出からOK!
- ☆テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの引取りも可能!
- ☆上階からの搬出にも対応します!
- ☆少量でもお気軽にお問い合わせください!



出典: 経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp>)

株式会社 横山サポートテック

詳しくはホームページをご覧ください  
<http://www.yst21.co.jp>



〒678-0232 兵庫県赤穂市中広 1370 番地 1  
TEL: 0791-43-5328(代)

今年

年の大河ドラマは明智光秀を主人公とした『麒麟がくる』ですが、光秀ゆかりの大名家といえは熊本藩の細川家です(54万石)。細川忠興の妻が光秀の娘ガラシャであることは有名です。

元禄15年12月15日、吉良邸に討ち入った赤穂義士のうち、大石内蔵助以下17名は、熊本藩細川家に預けられました。17名は、芝の熊本藩下屋敷(港区高輪)に移送されましたが、このとき請取の大將を務めたのが、熊本藩家老脇の三宅藤兵衛重矩(3千石)という人物でした。

明智家の末裔

忠臣蔵の散歩道 32

伝右衛門は、義士たちから三宅の素性を聞かれます。すると、こう答えます。「堀内伝右衛門覚書」、以下「堀内覚書」、意識) 藤兵衛は少し事情のある者で、きつとご存じだと思います。明智左馬介は、ご年配の方ならばご存じでしょう。琵琶湖を馬に乗って渡ったという「湖水渡り」の逸話を持つ武將で、光秀の娘婿です。熊本藩内でも、三宅の素性が有名だったことがわかります。 藤兵衛は左馬介の曾孫で、本家の三宅重次に子が多かったため、重次の家督を継ぎました。御側御用人などを経て、元禄15年に家老脇となったその年に赤穂義士の討入り事件が起こったのでした。

さて、この藤兵衛ですが、御預に際して係の者たちに次のように指示しています。(「堀内覚書」、意識) このたびの一件について話すことは堅く無用である。御預人より事件の話があったとしても、みな適当に返答していればやがて話も止むであろう。 随分と厳しい威勢です。これに伝右衛門は反発しています。(「堀内覚書」、意識) このたびの一件は古今にも稀な忠信(忠実と信義)で、戦場の経験などは今では貴重な事なので、生き残った老人や、その子供から昔話を聞くのは武士たる者の習いである。このような働きをする者たちの子孫は、どの大名小名にもあつて珍しくない事ではあるが、それでも若い者たちは聞きたいと思つものである。このたびの一件は誠に古今稀な忠義であると思われる。(中略)私(堀内)たちへ藤兵衛殿は一件については話さないようにと、たびたびおっしゃる。(中略) 私は藤兵衛殿のお考えには同意できない。

あたりで上杉家の軍勢が押し寄せる風説が出た。細川家護衛は狼狽して戦闘態勢を整えようとして列が乱れ始めた。そこへ、殿の三宅藤兵衛が馬上より大声で「上杉家の手勢が押しかけることはない。既に公儀の囚人となった者たちを理不尽に奪い取ることはないだろう。この道理が分からない者が上杉家にいなさい。たといえ押し寄せてきても、太刀の続く限り応戦して、ご公儀にご奉公するまでのことだ。騒ぐことは無用だ」と叫んだので、行列は沸え湯に差し水をしたように静まりかえつた。このように軍勢を鎮めることは難しい事だ。これならば戦場に臨んでも不覚のことはないだろうと取り沙汰された。 このような働きぶりなので、藩主細川綱利に重用されたもうなすけます。その後、藤兵衛は家老に昇進し、正徳5年(1715)8月6日、59歳の生涯を閉じました。(赤穂大石神社非常勤学芸員 佐藤 誠)



明智左馬介の「湖水渡り」(『絵本太閤記 四篇巻之五』より)



くらしのカレンダー掲載の事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「中止・延期」となる場合があります。

6月	
10 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 市
11 木	●子育てカウンセリング 13:30~16:00 子育て学習センター
12 金	●栄養相談(前日までに要予約) 9:30~11:30 健康
13 土	●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 会 10:00~12:00 市民対話課 ☎43・6818
14 日	●当番医 澤田医院 ☎48・8149 9:00~17:00
15 月	
16 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●HIV・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20~15:00 健康
17 水	●心配ごと相談(弁護士・要予約) 13:00~17:00 福
18 木	
19 金	●女性問題専門相談(要予約) 13:00~16:00 会 市民対話課 ☎43・6818
20 土	●司法書士による法律相談 9:30~12:00 会 市民対話課 ☎43・6818
21 日	●当番医 石川整形外科医院 ☎45・1717 9:00~17:00
22 月	
23 火	●行政相談(相談員) 10:00~12:00 市 ●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●もの忘れ健康相談(要予約) 13:00~15:00 ●地域包括支援センター ☎42・1201
24 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●こころの相談(要予約) 13:00~17:00 福 ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 市
25 木	●年金出張相談(要予約) 10:30~15:00 市 ●姫路年金事務所 ☎079・224・6382(1番)
26 金	
27 土	
28 日	●当番医 田淵医院 ☎43・4114 9:00~17:00
29 月	
30 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所

7月	
1 水	●農事相談 10:00~11:30 農業委員会 ●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●こころの相談(要予約) 13:00~17:00 福
2 木	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所
3 金	●健康相談 9:00~11:00 保セ
4 土	
5 日	●当番医 黒田医院 ☎43・5210 9:00~17:00
6 月	●こころのケア相談(前日までに要予約) 14:30~15:30 健康
7 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●HIV・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20~15:00 健康
8 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 市
9 木	●子育てカウンセリング 13:30~16:00 子育て学習センター
10 金	●栄養相談(前日までに要予約) 9:30~11:30 健康
11 土	●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 会 10:00~12:00 市民対話課 ☎43・6818
12 日	●当番医 福田産婦人科麻酔科 ☎43・5357 9:00~17:00
13 月	
14 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所

**問い合わせ先**

市役所(代表) ☎43・3201 保セ 健康センター(保健センター) ☎46・8701  
 福 総合福祉会館 ☎42・1397 地セ 地域活動支援センター ☎48・1615  
 会 市民会館 ☎43・7450 健康 赤穂健康福祉事務所 ☎43・2321

保育所子育て 赤穂 ☎42・3368 塩屋 ☎42・0323 尾崎 ☎42・2297  
 電話相談 御崎 ☎42・3338 坂越 ☎48・8458 有年 ☎49・2297  
 子育て相談(子育て学習センター) ☎45・3290  
 青少年育成相談 青少年育成センター(随時) ☎43・7831  
 フリーダイヤル 0120・783・115

消費生活センター(市民対話課内)(随時) ☎43・7067(相談専用)  
 女性問題電話相談 女性交流センター(火~金 13:00~16:00祝日除く) ☎43・7800  
 市民生活無料法律相談 市民対話課 予約 ☎43・6818  
 心配ごと相談 社会福祉協議会 予約 ☎42・1397  
 犬・ねこの引取り問い合わせ 動物愛護センター龍野支所 ☎0791・63・5146

FAXでの問い合わせ 市役所(代表) 43・6892

人口の動き(4月) 住民基本台帳登録者人口

世帯数	20,562	戸 (+ 16)
人口	47,085	人 (- 36)
男	22,781	人 (- 40)
女	24,304	人 (+ 4)

◎4月中の異動 ( )内は前月比

出生	25人(+ 7)	転出	153人(-192)
死亡	39人(- 4)	その他増	6人(+ 3)
転入	128人(- 92)	その他減	3人(± 0)

( )内は前月比

交通事故発生状況

区分	4月	2020年累計
発生件数	66 (- 34)	347 (- 38)
人身	6 (- 2)	33 (- 5)
物損	60 (- 32)	314 (- 33)
死者	0 (- 1)	1 (± 0)
重傷	2 (+ 2)	2 (± 0)
軽傷	5 (- 3)	33 (- 7)

( )内は前年比

火災・救急状況

区分	4月	2020年累計
火災	2 (+ 1)	4 (- 2)
救急	117 (- 53)	593 (- 90)

( )内は前年比

火災発生時での問い合わせ  
 ☎43・6899 (自動案内)  
 FAX45・0119 (FAX返信)



まちのうごき

広がる支援の輪

市内外の企業・団体からマスクや消毒液などの寄付をいただきました。医療機関、介護保険施設などで活用しています。

●寄付物品および寄贈者(順不同・敬称略)

- ▷マスク: 呑海桜、(有)クリーン&リサイクル AWAI、(株)マエダマーキン、大阪広域生コンクリート協同組合、赤穂生コン(株)、第一生命
- ▷次亜塩素酸液: (株)亀井産業、(株)三木組
- ▷マスク・手指消毒液・アルコール製剤: 赤穂ロータリークラブ
- ▷除菌電解水給水機: (株)アコオ機工

このほか、タイガーマスクをはじめ、匿名でもマスクの寄付をいただいています。たくさんの支援、ご厚意ありがとうございます。



自然豊かな千種川を目指して



千種川漁業協同組合赤穂支部が私たちの命の源である千種川に約2,600匹のアユの稚魚を放流しました。

(5/7 木津頭首工)

こどもの日保育所訪問



市長と社会福祉協議会理事長が子どもの健やかな育ちを願い、保育所を訪問し、子どもたちへのプレゼントを、保育所長に手渡しました。(4/30 市内各保育所)

新総合計画の策定に向けて



2030年度までの新しい総合計画の策定に向け、市長が総合計画審議会の加藤会長(関西福祉大学)・亀井副会長(連合自治会)に諮問しました。(5/14 市役所)

寄贈ありがとうございます



文化振興に活用して欲しいと、一陽会会員 田中 繁雄さまから絵画2点を寄贈いただきました。市民会館に展示していますので、ぜひご覧ください。(5/8 市民会館)



# すくすく育て！わが家のホープ



まわりを明るくできる優しい子になってね

なかやま りょうが 三穂町  
中山 燎河 ちゃん

平成29年1月21日生まれ

父・翼さん 母・由貴子さん



思いやりのある女の子になってね！

さんとく みこと 中広  
三徳 弥琴 ちゃん

平成30年9月21日生まれ

父・裕己さん 母・奈央子さん



これからたくさん笑顔を見せてね

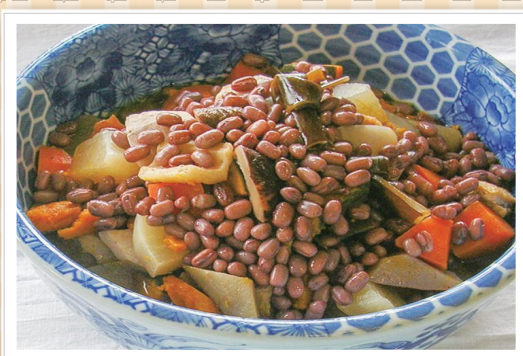
おおかわ こうが 尾崎  
大河 昊雅 ちゃん

令和元年8月26日生まれ

父・秀平さん 母・直子さん

## 食育レシピ

### 赤穂の郷土料理 いとこ煮



(料理協力：赤穂市いずみ会)

#### 一口メモ

いとこ煮とは、小豆・かぼちゃ・ごぼう・芋・大根・豆腐などを硬いものから順に煮ていく料理で、「追い追い煮る」の意味から「追い追い」と「甥(おいおい)」とを掛けた洒落で、「いとこ煮」と呼ばれるようになったと言われています。

#### ■材料(8人分)

- 小豆・・・100g
- 人参・・・200g
- ごぼう・・・200g
- 竹輪・・・2本
- 大根・・・500g
- 小芋・・・350g

- あげ・・・角1枚
- こんにゃく・・・1枚
- しいたけ・・・50g
- だし昆布・・・10cm角2枚
- 薄口しょうゆ・・・1/3カップ
- 砂糖・・・1/2カップ
- みりん・・・1/3カップ

#### ■作り方

- ①小豆はよく洗い、たっぷりの水を入れ火にかける。沸騰したら1回ゆでこぼす。再びたっぷりの水を加え、つぶれないように軟らかくなるまで煮る。
- ②だし昆布は1cm幅に切り、軽く水に浸してから結び昆布にする。野菜は皮をむき、1口程度の乱切りにする。
- ③鍋に結び昆布を敷いて上に野菜を入れ、ひたひたの水でトロトロと煮る。
- ④具が軟らかくなったら、小豆を入れ、薄口しょうゆ、砂糖、みりんなどで味をつけ、弱火で煮込む。

#### ■編集後記

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、回覧広報あこう5月25日号の発行を休止しました。緊急事態宣言は解除されましたが、編集後記を書いている6/1現在、6月25日号も発行できるか分からない状態です。市民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解ください。

その代わりに、市ホームページやLINEで新型コロナウイルスに関する情報をはじめ、いろいろな情報を発信しています。友だち登録がまだ

の人は、赤穂市の友だち登録をお願いします。目指せ全市民の友だち登録！！

LINEの友だち登録は、表紙に掲載しているQRコードから簡単に行えます。

「新しい生活様式」が示されました。新型コロナウイルスの流行は落ち着きをみせていますが、予断を許さない状況は続いています。丁寧な手洗い・うがい、毎朝の検温・健康チェックなど、第2波、第3波の流行がないよう、できることから取り組みましょう。

#### ◆表紙の説明◆

今年のゴールデンウィークはステイホーム週間。いい天気にも関わらず、外に出ることはできませんでしたが、その分家の中で楽しく過ごしました。

(5/4みどりの日)



- 広報あこうは自治会を通じてお届けしています。
- その他、スーパー、コンビニエンスストア、観光案内所(播州赤穂駅)、各地区公民館、市役所にも設置していますのでご利用ください。
- 次回の広報あこうは7月10日(金)発行予定です。
- 広報あこうは再生紙を使っています。

広報あこうがスマホで見られます。

[https://machiio.town/lp/hyogo\\_ako](https://machiio.town/lp/hyogo_ako)



マチイロ マチを好きになるアプリ

各コンテンツの視聴に関して

Facebook・YouTube・Aurasma (AR 動画)・マチイロは無料でダウンロード・ご利用できますが、ダウンロードおよび視聴にかかる通信料は自己負担となります。ご利用する端末の契約内容によっては高額となる場合がありますのでご注意ください。